

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月10日

【四半期会計期間】 第30期第1四半期
(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 坂田 明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 大島 和男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 大島 和男

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第29期 前第1四半期 累計(会計)期間	第30期 当第1四半期 累計(会計)期間	第29期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高	(千円)	1,958,144	482,323	6,500,075
経常利益(損失)	(千円)	178,594	131,926	396,497
四半期(当期)純利益(損失)	(千円)	103,084	75,835	195,758
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	533,737	533,737	533,737
発行済株式総数	(千株)	12,712	12,712	12,712
純資産額	(千円)	1,777,920	1,667,504	1,796,854
総資産額	(千円)	3,186,738	2,300,846	2,666,287
1株当たり純資産額	(円)	147.75	147.62	159.40
1株当たり四半期 (当期)純利益(損失)	(円)	8.49	6.78	16.78
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	8.46		16.75
1株当たり配当額	(円)			5.00
自己資本比率	(%)	55.5	71.7	66.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	286,722	6,665	842,857
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,525	4,539	13,207
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	81,801	43,082	174,069
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	974,647	1,387,876	1,428,832
従業員数	(名)	127	118	116

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため該当事項はありません。

4 第30期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	118(23)
---------	---------

(注) 従業員数は、就業人員数であり、契約社員・派遣社員・顧問等の臨時雇用者は、()外数で平均人数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社における生産状況は、施工管理、施工技術、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また外注に依存している割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

	金額(千円)	前年同四半期比(%)
完成工事高	472,752	25.4
マネジメントサービス料収入	426,476	71.6
その他売上高	5,916	43.7
合計	905,145	36.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売状況を示すと、次のとおりであります。

	金額(千円)	前年同四半期比(%)
完成工事高	216,995	13.5
マネジメントサービス料収入	258,713	75.7
その他売上高	6,614	48.8
合計	482,323	24.6

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大塚製薬(株)	3,546	0.18	77,346	16.0
(株)セディナ			49,154	10.2

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間（平成21年4月1日～平成21年6月30日）のわが国経済は、前期において発生した世界的な金融危機の影響が残るものの、設備投資の抑制、雇用調整を終えた企業が、賃借面積の削減、所有不動産の合理化等に向けた活動を再開する状態となりました。

オフィス市場におきましては、オフィスの拡張需要が大幅に減退したことで、縮小移転が少し増えたこともあり、都心5区の空室率は平成19年12月の2.65%を底に、平成21年6月には7.25%まで上昇（<http://www.e-miki.com/data/index.html>三鬼商事株式会社調べ）し、引き続き借手優位な状況となっておりますが、依然として動きが弱い状況にあります。

CM（コンストラクション・マネジメント）市場、CRE（コーポレート・リアル・エステート）マネジメント市場につきましては、CM手法採用による効果への期待と、所有不動産の合理化等に向けた需要により、受注状況は好調であります。

このような厳しい状況の中、当社は「明豊のCM」を改めて強く認識し、プロジェクトマネジメントの現場力を高めるとともに、高い専門性に基いたソリューションと顧客本位のサービスを提供し続けることを実施してまいりましたが、前事業年度末における受注残が少ないこともあり、売上高は482百万円（前年同四半期比75.4%減）、営業損失は132百万円、経常損失は131百万円、四半期純損失は75百万円となりました。

尚、社内で管理する売上粗利益ベースでの受注残高は、前期末に比べ当第1四半期会計期間末現在では約2倍となりました。

事業部門別の状況は以下のとおりです。

オフィス事業

各社雇用調整等による人員削減が終わりつつあり、6月に入って固定費削減を目的とした拠点の統合、低賃料物件への移転計画が動きを見せる中、受注活動に注力致しましたが、第1四半期会計期間では大変厳しい受注状況となりました。

以上の結果、オフィス事業の売上高は295百万円（前年同四半期1,877百万円）となりました。

CM事業

経済環境が厳しさを増す中で、コストダウンに対する顧客の要請はこれまで以上に拡大しています。当社は、いかなるグループにも属さない完全に独立した地位を確立している上、当社フィーはマンアワー（社員一人ひとりが費やす時間）に基づくもので、工事や機器などの調達原価に捉われず、徹底したベンダーフリーと顧客本位の品質、コスト、スケジュールの最適化実現に優れていることから、当社の価値は益々高まっていると申せます。

大阪府立大学の校舎建て替えの実績等が評価され、江戸川区小学校の耐震建て替え工事のCM業務を当第1四半期会計期間に受注する等、CM手法と当社への認知度が向上しております。さまざまな建築物に対応可能な『設計&PM（プロジェクトマネジメント）』をCM手法で遂行する人材の強化に注力しており、好調な受注状況であります。

以上の結果、CM事業の売上高は68百万円（前年同四半期81百万円）となりました。

CREマネジメント事業

国際会計基準への移行の一部である資産除去債務等への対応として、自社が保有する資産を一元管理し、その合理化を実現する顧客ニーズが高まっております。当社は、いかなるグループにも属さず、透明性の高いCM手法にて豊富な実績があること等から、受注は引き続き好調であり、体制の強化を進めております。

以上の結果、CREマネジメント事業の売上高は117百万円（比較可能な前年同四半期実績はありません）となりました。

(2) 財政状態に関する定性的情報

（資産）

流動資産は、前事業年度末に比べて15.9%減少し、1,946百万円となりました。これは、現金及び預金が40百万円、受取手形・完成工事未収入金が342百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて、0.6%増加し、354百万円となりました。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ13.7%減少し、2,300百万円となりました。

（負債）

流動負債は、前事業年度末に比べて、40.4%減少し、360百万円となりました。これは、工事未払金が166百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて、3.3%増加し、272百万円となりました。これは、退職給付引当金が5百万円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ27.2%減少し、633百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて、7.2%減少し、1,667百万円となりました。これは、利益剰余金が131百万円減少したことなどによります。

(3) キャッシュフローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末より40百万円減少し、1,387百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は6百万円となりました(前年同四半期は286百万円の収入)。

収入の主な内訳は、売上債権の減少342百万円であり、支出の主な内訳は、税引前四半期純損失131百万円と仕入債務の減少166百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、支出した資金は4百万円となりました(前年同四半期は3百万円の支出)。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得2百万円と無形固定資産の取得2百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、支出した資金は43百万円となりました(前年同四半期は81百万円の支出)。

これは、配当金の支払43百万円によるものであります。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しに重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の課題について

当第1四半期会計期間において、当社の経営者の問題認識と今後の方針に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,712,000	12,712,000	ジャスダック 証券取引所	単元株式数 100株
計	12,712,000	12,712,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行している新株引受権付社債は、次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	平成21年6月30日現在		
	新株引受権残高	行使価格	資本組入額
第2回無担保社債(新株引受権付) (平成13年5月16日発行)	400千円	50円	25円

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議により発行している新株予約権の状況
(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第1回新株予約権(平成15年2月14日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	13個
新株予約数のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第2回新株予約権(平成15年4月10日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	6個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成17年2月4日臨時株主総会特別決議)

第3回新株予約権(平成17年2月4日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	2,397個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	479,400株
新株予約権の行使時の払込金額	405円
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

会社法第236条、238条並びに239条の規定に基づく平成19年6月27日第27期定時株主総会決議により発行している新株予約権の状況

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1,908個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	190,800株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1,908個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	190,800株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	216個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,600株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	216個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,600株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日		12,712,000		533,737		340,068

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,533,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,177,700	111,777	1 単元(100株)未満の株式
単元未満株式	普通株式 800		
発行済株式総数	12,712,000		
総株主の議決権		111,777	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の「株式数」欄には証券保管振替機構名義の株式が400株、「議決権の数」欄に当該議決権の数4個がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明豊ファシリティワークス 株式会社	東京都千代田区麹町 5 - 4	1,533,500		1,533,500	12.06
計		1,533,500		1,533,500	12.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	107	101	111
最低(円)	93	85	90

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)及び、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人日本橋事務所により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,387,876	1,428,832
受取手形・完成工事未収入金	309,153	651,256
未成工事支出金	113,065	126,780
その他	136,562	107,312
貸倒引当金	10	20
流動資産合計	1,946,647	2,314,162
固定資産		
有形固定資産	31,048	31,254
無形固定資産	15,566	14,678
投資その他の資産	307,584	306,192
固定資産合計	354,199	352,125
資産合計	2,300,846	2,666,287
負債の部		
流動負債		
工事未払金	101,559	268,246
未払法人税等	2,181	99,784
賞与引当金	132,472	98,704
工事損失引当金	391	-
その他	124,005	138,803
流動負債合計	360,610	605,538
固定負債		
退職給付引当金	95,348	89,906
役員退職慰労引当金	177,383	173,987
固定負債合計	272,731	263,894
負債合計	633,342	869,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	533,737	533,737
資本剰余金	340,068	340,068
利益剰余金	986,708	1,118,436
自己株式	208,355	208,355
株主資本合計	1,652,158	1,783,886
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,017	2,017
評価・換算差額等合計	2,017	2,017
新株予約権	17,363	14,986
純資産合計	1,667,504	1,796,854
負債純資産合計	2,300,846	2,666,287

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	1,958,144	482,323
売上原価	1,577,194	446,283
売上総利益	380,950	36,039
販売費及び一般管理費	¹ 202,379	¹ 168,314
営業利益又は営業損失()	178,571	132,274
営業外収益		
受取利息	270	283
新株予約権戻入益	100	56
その他	80	8
営業外収益合計	451	348
営業外費用		
自己株式取得費用	291	-
固定資産除却損	137	-
営業外費用合計	428	-
経常利益又は経常損失()	178,594	131,926
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	178,594	131,926
法人税等	75,509	56,090
四半期純利益又は四半期純損失()	103,084	75,835

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	178,594	131,926
減価償却費	3,881	4,006
賞与引当金の増減額(は減少)	51,362	33,768
受取利息及び受取配当金	270	283
売上債権の増減額(は増加)	155,811	342,103
未成工事支出金の増減額(は増加)	38,462	13,715
仕入債務の増減額(は減少)	120,677	166,686
未成工事受入金の増減額(は減少)	41,994	6,047
その他	26,725	1,557
小計	375,885	102,301
利息及び配当金の受取額	270	283
法人税等の支払額	89,433	95,919
営業活動によるキャッシュ・フロー	286,722	6,665
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,473	2,317
無形固定資産の取得による支出	2,377	2,370
その他	326	148
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,525	4,539
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	47,496	43,082
自己株式の取得による支出	35,055	-
株式の発行による収入	750	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	81,801	43,082
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	201,395	40,956
現金及び現金同等物の期首残高	773,251	1,428,832
現金及び現金同等物の四半期末残高	974,647	1,387,876

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	請負工事に係る収益の計上基準につきましては、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期会計期間より適用し、当第1四半期会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の現実性が認められる工事につきましては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。 これにより、売上高は82,884千円、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は32,871千円それぞれ増加しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産の減価償却費については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 そのため、「法人税等調整額」は「法人税等」に一括して記載しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、83,501千円です。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、80,977千円です。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。
役員報酬 24,440千円	役員報酬 23,275千円
従業員給与手当 82,191千円	従業員給与手当 68,890千円
賞与引当金繰入額 17,460千円	賞与引当金繰入額 11,479千円
役員退職慰労引当金繰入額 3,617千円	役員退職慰労引当金繰入額 3,512千円
法定福利費 13,265千円	法定福利費 11,712千円
事務用品費 11,323千円	事務用品費 8,120千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 638,858千円	現金及び預金 1,387,876千円
有価証券 335,788千円	
現金及び現金同等物 974,647千円	現金及び現金同等物 1,387,876千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	12,712,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	1,533,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	当第1四半期 会計期間末残高 (千円)
ストック・オプションとしての 新株予約権	17,363

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	55,892	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 2,433千円

(内訳) 販売費及び一般管理費 1,316千円

売上原価 1,117千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入額 56千円

(持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)		前事業年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	147.62円	1株当たり純資産額	159.40円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,667,504	1,796,854
普通株式に係る純資産額(千円)	1,650,140	1,781,868
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	17,363	14,986
普通株式の発行済株式数(千株)	12,712	12,712
普通株式の自己株式数(千株)	1,533	1,533
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	11,178	11,178

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	8.49円	1株当たり四半期純損失金額()	6.78円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8.46円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額または四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	103,084	75,835
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	103,084	75,835
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,143	12,712
普通株式増加数(千株)	42	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	第3回新株予約権(新株予約権の数479,400株)	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅 林 邦 彦 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 岡 健 二 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 洋 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅 林 邦 彦 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 岡 健 二 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 洋 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より工事契約に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。